



第 94 号

令和 6 年 10 月 28 日

水戸市笠原町 978 番 26

茨城県市町村会館内

茨城県市町村総合事務組合

電話 029(301)1241

## 目 次

### 規 則

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則…………… 1 頁



職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月28日

茨城県市町村総合事務組合

組合長 中 島 栄

組合規則第8号

## 職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和50年組合規則第6号）の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第10条を第14条とし、第9条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

第12条 組合長は、休暇（年次休暇を除く。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第8条中「第6条」を「第9条」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「週休日又は休日」を「週休日、時間外勤務代休日、休日又は休日の勤務に替えて勤務を免除された日」に改め、同条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条第1項を次のように改める。

条例第5条第1項の組合規則で定める1月1日に在職する育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日（職員の勤務時間に関する条例第4条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に職員の勤務時間に関する条例第2条第2項、第3項又は第4項の規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分を除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

第5条第2項中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の5項を加える。

3 条例第5条第1項の組合規則で定める1月2日以後新たに採用された育児短時間勤務職員等及び定年

前再任用短時間勤務職員の年次休暇の日数は、その者の当該年における在職期間に応じ、斉一型短時間勤務職員にあつては別表第4に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数とし、不斉一型短時間勤務職員にあつては別表第5に掲げる1週間当たりの勤務時間の区分ごとに定める日数とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定による採用後の勤務（以下「採用後の勤務」という。）が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。
- 5 労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の療養休暇及び特別休暇の日数及び期間の計算については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなす。
- 6 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の1月1日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第5条第1項の規定を適用して得られる日数に当該年の前年の年次休暇の残日数を加えて得た日数（以下「基本日数」という。）とし、当該年の1月2日以後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては基本日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とする。以下「調整後の基本日数」という。）とし、当該年の1月2日以後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の基本日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。
  - (1) 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
  - (2) 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この項において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める

場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

7 前項の規定により年次休暇の日数を算定した場合において、直近の勤務形態の変更の日における年次休暇の日数が当該変更の日の前日における年次休暇の残日数を下回るときは、前項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日における年次休暇の残日数とする。

第5条を第8条とする。

第4条第1項中「週休日又は休日を」を「週休日、職員の勤務時間に関する条例（平成19年組合条例第8号）第8条第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）、休日又は休日の勤務に替えて勤務を免除された日若しくは時間を」に、「週休日又は休日は」を「週休日、時間外勤務代休時間、休日又は休日の勤務に替えて勤務を免除された日若しくは時間は」に改め、同条第2項中「週休日又は休日」を「週休日、時間外勤務代休時間、休日又は休日の勤務に替えて勤務を免除された日若しくは時間」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、別表第1第25項から第28項までに規定する特別休暇の日数中には、週休日、時間外勤務代休日（割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等をいう。第10条において同じ。）、休日又は休日の勤務に替えて勤務を免除された日を含まないものとする。

第4条を第7条とする。

第3条第3項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改め、「育児短時間勤務」の次に「（以下「育児短時間勤務」という。）」を、「含む。」の次に「以下「育児短時間勤務職員等」という。」を加え、同条を第6条とする。

第2条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

第4条 条例第6条の規定による療養休暇（指定疾病のため療養する場合に限る。以下この項において同じ。）は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる最小限度の期間与えるものとする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における療養休暇の期間は、次に掲げる場合における療養休暇を使用した日その他の組合長が定める日を除いて連続して180日を超えることはできない。

(1) 公務上又は通勤により疾病にかかった場合

(2) 労働安全衛生法に基づき、職員の健康を確保するための勤務時間の短縮の措置（日単位のものを除く。）を受けた場合

(3) 妊娠に起因する疾病にかかった場合

2 前条第2項、第5項及び第6項の規定は、前項に規定する療養休暇について準用する。この場合において、同条第2項中「前項ただし書、次項及び第4項」とあるのは「次条第1項ただし書」と、「特定療養休暇を使用した職員」とあるのは「特別療養休暇（同項ただし書に規定する療養休暇（同項各号に掲げる場合におけるものを除く。）をいう。以下この項及び第5項において同じ。）を使用した職員」と、「特定療養休暇の」とあるのは「特別療養休暇の」と、「特定療養休暇除外日」とあるのは「特別療養休暇除外日（同条第1項ただし書の規定により組合長が定める日をいう。）」と、「日数（第4項において「実勤務日数」という。）」とあるのは「日数」と、「特定療養休暇を使用したとき」とあるのは「特別療養休暇を使用したとき」と、同条第5項中「第1項ただし書及び第2項から前項まで」とあるのは「第2項及び次条第1項ただし書」と、「特定療養休暇」とあるのは「特別療養休暇」と、同条第6項中「第1項ただし書及び第2項から前項まで」とあるのは「第2項及び前項並びに次条第1項ただし書」と読み替えるものとする。

第1条の3中「療養休暇」の次に「（組合長が定める疾病（以下この条及び次条第1項において「指定疾病」という。）のため療養する場合を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合以外の場合における療養休暇（以下この条において「特定療養休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における療養休暇を使用した日その他の組合長が定める日（以下この条において「特定療養休暇除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。

第1条の3に次の各号を加える。

(1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。次条第1項第1号において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、職員の健康を確保するための勤務時間の短縮の措置（日単位のものを除く。）を受けた場合

(3) 妊娠に起因する疾病にかかった場合

第1条の3に次の5項を加える。

2 前項ただし書、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として組合長が定める場合にあつては、その日数を考慮して組合長が定める期間）の特定療養休暇を使用した職員（この項の規定により特定療養休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、特定療養休暇除外日を除いて連続して使用した特定療養休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の組合長が定める時間

(以下この項において「部分休業等」という。)がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間)のすべてを勤務した日の日数(第4項において「実勤務日数」という。)が20日に達する日までの間に、再度の特定療養休暇を使用したときは、当該再度の特定療養休暇の期間と直前の特定療養休暇の期間は連続しているものとみなす。

- 3 使用した特定療養休暇の期間が特定療養休暇除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定療養休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日(以下この項において「特定負傷等の日」という。)の前日までの期間における特定療養休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるもの(指定疾病を除く。)に限る。以下この項において「特定負傷等」という。)のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定療養休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定療養休暇の期間は、特定療養休暇除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 4 使用した特定療養休暇の期間が特定療養休暇除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定療養休暇の期間における特定療養休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病(指定疾病を除く。以下この項において同じ。)のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定療養休暇を承認することができる。この場合において、当該特定療養休暇の期間は、特定療養休暇除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 5 療養期間中の週休日、休日、休日の勤務に替えて勤務を免除された日その他の療養休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書及び第2項から前項までの規定の適用については、特定療養休暇を使用した日とみなす。
- 6 第1項ただし書及び第2項から前項までの規定は、条件付採用期間中の職員には適用しない。  
第1条の3を第3条とし、第1条の2を第2条とする。  
別表第1及び別表第2中「第2条」を「第5条」に改める。  
別表第3中「第5条」を「第8条第2項」に改める。  
別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4 (第8条第3項関係)

在職期間	1月に達するまでの期間	1月を 超え2 月に達 するま での期 間	2月を 超え3 月に達 するま での期 間	3月を 超え4 月に達 するま での期 間	4月を 超え5 月に達 するま での期 間	5月を 超え6 月に達 するま での期 間	6月を 超え7 月に達 するま での期 間	7月を 超え8 月に達 するま での期 間	8月を 超え9 月に達 するま での期 間	9月を 超え10 月に達 するま での期 間	10月を 超え11 月に達 するま での期 間	11月を 超え1 年未満 の期間	
	1週間	5日	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日
の勤 務日 数	4日	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日
	1日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	4日	4日

別表第5 (第8条第3項関係)

在職期間	1月に達するまでの期間	1月を 超え2 月に達 するま での期 間	2月を 超え3 月に達 するま での期 間	3月を 超え4 月に達 するま での期 間	4月を 超え5 月に達 するま での期 間	5月を 超え6 月に達 するま での期 間	6月を 超え7 月に達 するま での期 間	7月を 超え8 月に達 するま での期 間	8月を 超え9 月に達 するま での期 間	9月を 超え10 月に達 するま での期 間	10月を 超え11 月に達 するま での期 間	11月を 超え1 年未満 の期間	
	1 週 間 の 勤 務 時 間	30時間を超え 31時間以下	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日
29時間を超え 30時間以下		1日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	12日	13日	14日	15日
28時間を超え 29時間以下		1日	2日	4日	5日	6日	7日	9日	10日	11日	12日	14日	15日
27時間を超え 28時間以下		1日	2日	4日	5日	6日	7日	8日	10日	11日	12日	13日	14日
26時間を超え 27時間以下		1日	2日	3日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	14日
25時間を超え 26時間以下		1日	2日	3日	4日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
24時間を超え 25時間以下		1日	2日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
23時間を超え 24時間以下		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
22時間を超え 23時間以下		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
21時間を超え 22時間以下		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	9日	10日	11日
20時間を超え 21時間以下		1日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
19時間を超え 20時間以下		1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	9日	10日

18時間を超え 19時間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	7日	8日	9日	10日
17時間を超え 18時間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	9日	9日
16時間を超え 17時間以下	1日	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	7日	7日	8日	9日
15時間を超え 16時間以下	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	8日
14時間を超え 15時間以下	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	6日	7日	8日
13時間を超え 14時間以下	1日	1日	2日	2日	3日	4日	4日	5日	5日	6日	7日	7日
12時間を超え 13時間以下	1日	1日	2日	2日	3日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
11時間を超え 12時間以下	1日	1日	2日	2日	3日	3日	4日	4日	5日	5日	6日	6日
10時間を超え 11時間以下	1日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	4日	4日	5日	5日	6日
9時間を超え 10時間以下	1日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	3日	4日	4日	5日	5日
8時間を超え9 時間以下	1日	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	4日	4日	5日
7時間を超え8 時間以下	1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	4日	4日
6時間を超え7 時間以下	1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	4日
5時間を超え6 時間以下	1日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
4時間を超え5 時間以下	1日	1日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日	2日	2日	3日
3時間を超え4 時間以下	1日	2日	2日	2日	2日							
2時間を超え3 時間以下	1日	2日										
1時間を超え2 時間以下	1日											
1時間	1日											

備考 この表に掲げる1週間当たりの勤務時間の区分に応じて定める日数は、8時間の年次休暇をもって

1日の年次休暇として日に換算した場合の日数を示す。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。